六九四、字クズレ谷六九五、七〇〇、七〇二から七〇五まで、七〇五の一、七〇六、七〇六の一、七〇七、字ハタ谷七一四、七一七、七一七の一、七一八、七二二、七二三の二、七二五、七二六の一、七二六の二、七二七、七三一、七三二、七三六、七三七の一、七四〇の一、七四〇の二、七四四、七四五、七四九、七五〇の一、七五〇の二、七五一、七五二の一から七五二の三まで、七五六、七五八、字寺七六九、七六九の一、七七〇の一、七七〇の二、七七一、七七三、七七四、字稗ケ迯七七九、七八一、七八五、七九二から七九四まで、字岡岩七九五、七九八、字ミソギ谷八〇一の一、八〇三、八〇四の一、八〇五から八〇八まで、八一〇の二、八一〇の三、八一〇の六から八一〇の九まで、若桜町大字諸鹿字広留九四九の八から九四九の一まで、鳥取市河原町湯谷字上大瀧三三二、三三三、河原町北村字兵円山八九一の八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町山口字西大河原八三九の一、八三九の一一から八三九の一七まで、八三九の一九、八三九の二〇、字山東大河原一〇五四の一から一〇五四の九まで、一〇五五の一、一〇五五の六から一〇五五の一四まで、字山白水一一五四の一、一一五四の四、一一五四の五、一一六三の一、一一六三の一五から一一六三の一九まで、一一六三の二六、一一六三の五二から一一六三の五四まで、一一六三の五八、一一六三の六二、一一六三の六八、一一六三の七七、一一六三の七九、一一六三の九〇まで、字山矢櫃一三七八の一、一三七八の二九から一三七八の三二まで、字山船ヶ谷一五〇七の一、字山万上奥一八七九の一、字浅井中山一八八五、一八八七、一八九二の一、一八九二の二（国有林）、字山加例谷一八九三の一、字浅井**狼**谷口一九三七から一九四〇まで、字浅井川西一九四一の一、一九四一の六、字本谷一九四三の一から一九四三の五まで、一九四三の七（国有林）、字浅井本谷一九四四の一、一九四四の五から一九四四の八まで、一九四四の九（国有林）、一九四四の一四から一九四四の一六まで、一九四四の二一から一九四四の二九まで、一九四四の三二、一九四四の三四・一九四四の五七（以上二筆国有林）、字良源寺一九四五の一、一九四五の六から一九四五の一〇まで、一九四五の一三、一九四五の二一、一九四五の二二、字浅井川東二〇三一の一、二〇三一の三、二〇三一の五から二〇三一の一〇まで、二〇三三の一、二〇三三四の一、関金町堀字大捻四八の二から四八の五まで、四八の三〇から四八の三二まで、字小捻六〇の二、字小桜一三八の二九から一三八の四七まで、字鍛治林一三九、字東中峯一四〇の二、一四〇の三、字西中峯一四一の二から一四一の五まで、字今坂谷陰山一四二の一から一四二の一八まで、一四三の一から一四三の一五まで、字塔ウ谷一四四の一、一四四の四から一四四の七まで、一四四の一〇、一四五、一四六の一から一四六の五まで、一四六の七から一四六の一九まで、一四六の二一から一四六の二七まで、字中山道峯一二五九の二から一二五九の六まで、一二五九の四五、字孫三林一二八九、字大山道峯一二九二の五から一二九二の一七まで、字桃栗谷二四四九の五から二四四九の一二まで、字二本栩二四五〇の一から二四五〇の七まで、字下り渡り二四五一の二から二四五一の二三まで、字瀬波戸二四五六の二から二四五六の五まで、字下畑二四五九の一から二四五九の九まで、字横路二四六一の一、二四六一の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市河内字大山葵一三二五から一三二八まで、一三二九の一、一三二九の六から一三二九の一三まで、一三二九の一六、一三二九の一八から一三二九の二二まで、一三二九の二五、一三三〇、一三三一、一三三一の一、一三三三・一三三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大山葵シャリ谷奥一三三二、字間賀谷一四五八の二八、一四五八の三〇から一四五八の三三まで、一四五八の三六、一四五八の三七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市槙原字牧谷口一〇六八の二、一〇六九の二、字牧谷奥陰平一〇七九の二、一〇八二の二、字鰐谷奥一二六三の一から一二六三の三まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項第二号の規定に基づき、同号の経済産業大臣が定める事由を次のように定め、平成二十三年五月十六日から施行する。

平成二十三年五月十六日

経済産業大臣　海江田万里

東日本大震災に起因して、特定被災区域外の需要の減少等により取引の数量の減少が生じていること又は特定被災区域内の消費者の需要の減少等により販売又は役務の提供の減少が生じていること

附　則

この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市槙原字キワ谷一〇一一の二、一〇一三の三、字下小谷一〇一八の二、字畑ノ谷一〇二二の一、一〇二七の一、一〇二八、字大谷口西添一〇三三、一〇三五、一〇三六、字キリサキ口東添一〇六一、字牧谷口一〇六七、一〇六七の一、字大谷口東添一〇九〇、字上ノ山一〇九九の四、字奥谷奥一二二二、字鰐谷奥一二三六の一（次の図に示す部分に限る。）、一二三六の三、一二三七の一（次の図に示す部分に限る。）、一二八の一、河内字道免一三一二、一三一四、字小山葵一三二三の一、一三二三の二、字大山葵一三二四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）